**和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金交付要綱**

（目的）

第1条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特に経営に大きな影響を受けている町内の飲食や宿泊事業者を対象に、緊急的に助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第2条　この要綱において、飲食事業者とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業の許可証を有し、店内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態又は店内で飲食させるための席を設けている食料品販売店（以下「飲食店」という。）をいう。

２　宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を受けている事業者をいう。

　（助成対象）

第3条　この要綱による助成金の交付対象は、町内に店舗を有し又は借り受けて営業している飲食店又は宿泊事業者で、令和２年１月３１日までの１年間において年間3ヶ月以上の営業実績があり、令和２年２月から令和２年５月のいずれかの月の売上が、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる事業者とする。

ただし、年間営業実績が計画時に3ヶ月以上を予定していたにもかかわらず、気象の変動や従事者の疾病等、申請者の責によらないやむを得ない事由であると認められる期間については、その当該期間を営業実績期間とみなすことができるものとする。

　(1)　令和2年2月から令和2年5月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して5万円以上の減収となった場合

　(2)　令和2年2月から令和2年5月までのうち、連続する3ヶ月の売上合計が前年同月の連続する3ヶ月の売上合計と比較して10万円以上の減収となった場合

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金を申請することができない。

　(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員

　(2)　令和2年2月1日時点において、営業実績が1年に満たない事業者

　（助成金の額）

第４条　助成金の額は、３００，０００円とする。

　（助成金の交付申請）

第５条　助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和２年６月３０日までに和寒町新型コロナウイルス感染症飲食宿泊事業緊急支援金交付申請書（別記様式第1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し

　(2)　前年決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し

　(3)　振込先口座の情報が記載された振込依頼書

２　前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

　（助成金の交付決定及び通知）

第6条　町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、別記様式第2により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

　（助成金の返還）

第7条　町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

　（業務の委託）

第8条　町長は、助成金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

　（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

別記様式第1（第5条関係）

和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金交付申請書

令和2年　　月　　日

和寒町長　奥　山　　　盛　　様

申請者　住　所　上川郡和寒町字

　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　　　（　　　　）

　支援金の交付を受けたいので、和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定にあたり町税等収納状況を確認されることに同意します。

記

１　交付申請額　３００，０００円

２　要綱第3条第1項に規定する売上高の比較の申告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準月売上高　① | 前年同月売上高　② | 差引①－②＝　③ |
| 令和2年　月　月月 | 円円円 | 　　　年　　　月　　　月月 | 円円円 | 円円円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 | 円 |

①の基準月は、同条第1項第1号に該当する場合は令和2年2月から令和2年5月のうちいずれか一月の売上を記入し、同条第1項第2号に該当する場合は令和2年2月から令和2年5月のうち連続する3ヶ月の売上合計を記入する

②の前年同月は、①でいずれか一月を選択した場合は前年同月の売上を記入し、①で連続する3ヶ月合計を選択した場合は前年同月の連続する3ヶ月の売上合計を記入する

③の金額が、前年同月と比べ減収である場合申請

３　添付書類

□　営業許可証の写し（　食品衛生法　・　旅館業法　）

　　□　本年及び前年の決算書等営業実績が確認できる書類（確定申告書等）の写し

　　□　口座振替依頼書

**和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金**

**請求兼口座振替払依頼書**

　　和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金を請求し、下記金融機関の口座に振込頂きたく、依頼致します。

記

１　和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する

緊急支援金３００，０００円

２　振込先金融機関の情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名（○印を付してください） |  | 北星信用金庫　和寒支店 |
|  |  |
|  |  |
| （フリガナ）　口座名義人 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　（通帳どおりに記入） |
| 口座種別・番号（○印を付してください）（口座番号は右詰で記入） |  | 普通 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 組勘 |
|  | 当座 |

　和寒町長　奥　山　　盛　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年　　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

別記様式第2（第6条関係）

和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する

緊急支援金交付決定通知書

令和2年　　月　　日

様

和寒町長　奥　山　　　盛

　令和2年　月　日付けで申請のありました、和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金交付申請書について、審査の結果、交付を決定しましたので通知します。

　なお、支援金は、ご指定の金融機関口座に、令和2年　月　日に振込予定です。

（産業振興課商工観光労政係）